

貯水槽水道の容量変更などの施工について

水槽の容量は、設置当初に使用量を想定して決められています。しかし、家族構成の変化等の使用環境が変わることによって、水の使用量が減り貯水槽の中にたまる時間が長くなり、場合によっては水質悪化を招く恐れがあります。

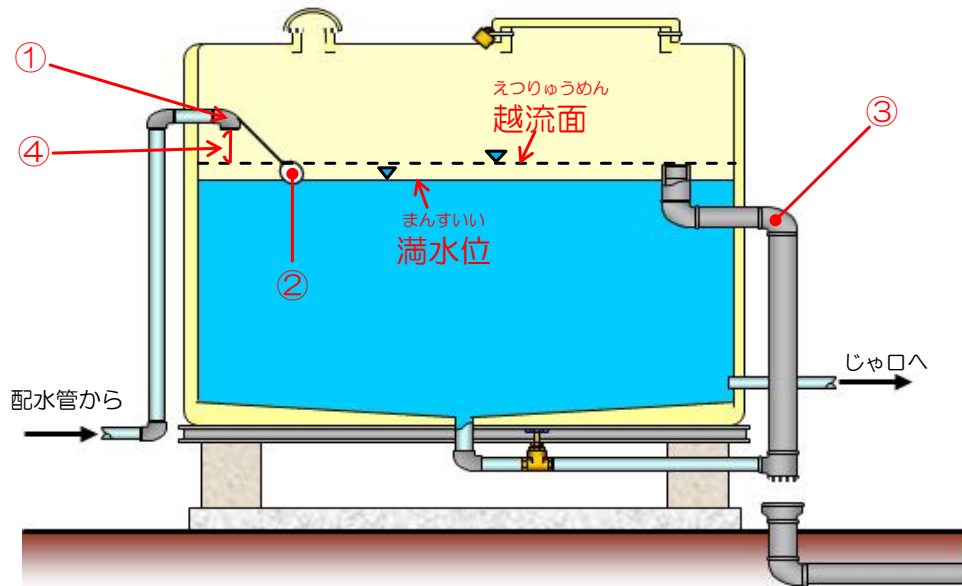
貯水槽に溜める量を1日に使う量に設定することにより、水の入れ替わりが早くなり、より「安全」で「おいしい」水道水をお使いいただけます。ここでは、工事を行う際の注意点及び工事例を紹介します。

なお、以下の工事例を含めた給水装置工事は、「福岡市指定給水装置工事事業者」に依頼してください。

福岡市水道給水条例 第25条

給水装置工事は、指定給水装置工事事業者に施工させなければならない。

貯水槽内施設の名称と役割

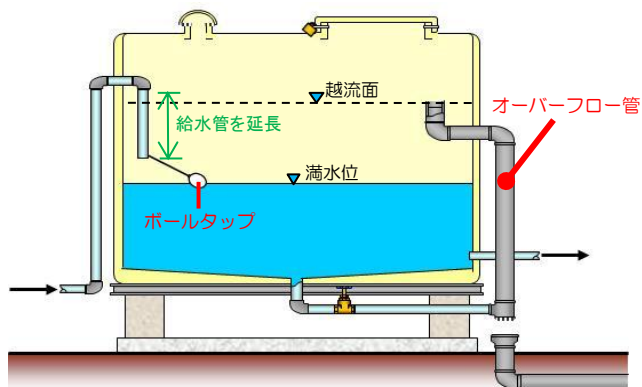


	名称	役割
①	とすいこう 吐水口	貯水槽へ供給される入口。 (一般的にボールタップと一体型)
②	ボールタップ	貯水槽内の水位の上昇や低下に伴う 浮き玉の変位により、吐水口が開閉し 給水する。
③	オーバーフロー管	ボールタップの不具合等により、水が 止まらない場合に排出する。
④	とすいこうくかん 吐水口空間	越流面から吐水口までの空間で、水が 配水管へ逆流しないようにするための もの。

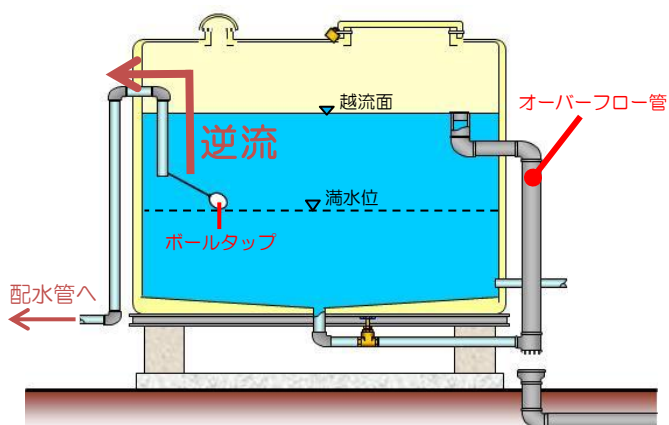
《禁止されている工事例》



この工事は、絶対にやめてください。



水量が増加すると



施工内容

●給水管を延長し、ボールタップ(吐水口)の位置を下げる。

問題点

オーバーフロー管を下げている事により、吐水口空間が確保されていない。

禁止されている理由

◆吐水口空間が確保されていない為、ボールタップの不具合等により満水位で止水出来ない場合は、吐水口から配水管へ逆流する可能性があるため。

【水道法施行令 第5条第1項第7号】

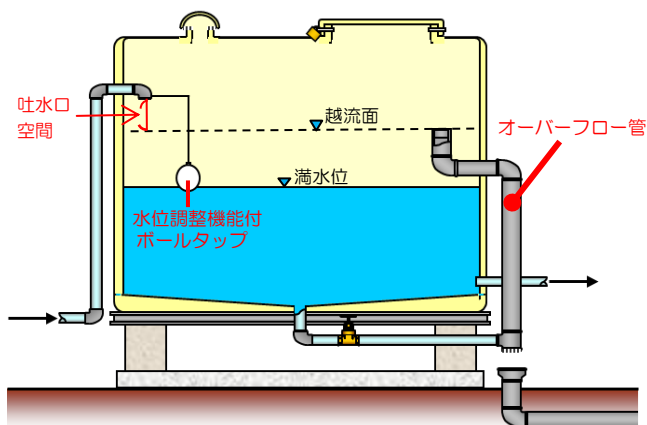
水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適切な措置が講ぜられていること。

【福岡市水道局 給水装置工事施行基準 44 ページ】

吐水口空間を十分確保することが、逆流防止の中で最も単純かつ確実な方法であり、この空間が不十分であるとサイホン作用による吐水口からの空気の吸い込みにより水が逆流する。

《容量変更する際の工事例》

工事例①：水位調整機能付ボールタップへ交換する場合

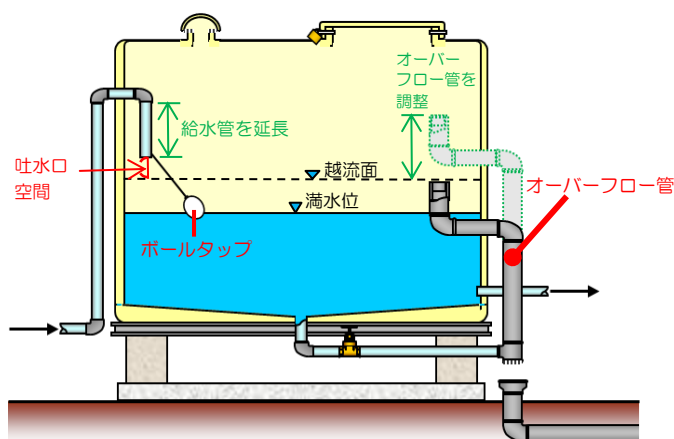


施工内容

- 既設のボールタップを水位調整機能付ボールタップへ交換。
- ボールタップの位置を下げる。

- 工事は、「[福岡市指定給水装置工事事業者](#)」に依頼してください。
- 工事後は、「[貯水槽水道容量変更届](#)」を水道局節水推進課へ提出してください。

工事例②：給水管を延長する場合



施工内容

- 給水管を延長し、ボールタップ(吐水口)の位置を下げる。

注意事項

吐水口空間が確保されるように、オーバーフロー管を下げて調整する。
(「[禁止されている施工事例](#)」を参照)

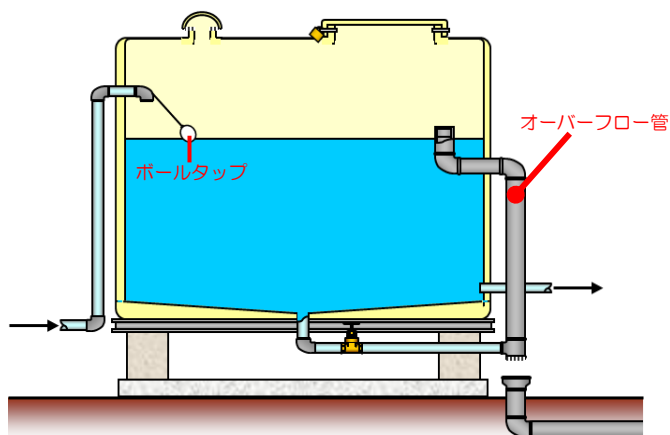
- 工事は、「[福岡市指定給水装置工事事業者](#)」に依頼してください。
- 工事前に管轄の保全事務所へ、給水装置工事の申請をしてください。
工事後、各保全事務所による現場検査が必要です。「[水道工事の申し込み等](#)」

管轄の保全事務所

東区・博多区	東部保全事務所
中央区・南区・城南区	中部保全事務所
早良区・西区	西部保全事務所

《その他》

同じ製品のボールタップへ交換する場合



施工内容

- 既設のボールタップの老朽化により同製品(同構造)のボールタップへ交換する。
- 貯水槽の容量は変更なし。

- 工事は、「**福岡市指定給水装置工事事業者**」に依頼してください。
- 工事後は、「**貯水槽水道容量変更届**」の様式を使用して、水道局節水推進課へ提出してください。
(貯水槽の容量が変更されなくても提出してください)

【お問い合わせ先】 福岡市 水道局 配水部 節水推進課

福岡市博多区博多駅前1丁目28-15
TEL. 092-483-3141 FAX. 092-436-7841
Eメール sessui.WB@city.fukuoka.lg.jp

